

公立大学法人福知山公立大学中期目標・中期計画の変更に係る 評価委員会への意見聴取結果

1 経過

公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）から平成29年4月1日付けで学科名称を一部変更したいとの意向を受けて、中期目標・中期計画「第3 教育研究上の基本組織」を変更する必要性が生じ、地方独立行政法人法第25条第3項及び第26条第3項の規定により評価委員会の意見を聴くもの。

ただし、当該中期目標・中期計画の変更は、学科名称の一部変更に伴う軽微なものであるため、委員長及び委員長職務代理と調整の結果、書面会議形式により意見をお聴きすることとした。

2 根拠法令

地方独立行政法人法第26条第3項

3 書面会議日程

平成29年1月5日（木）

電子メールにて議題資料を送付し、平成29年1月20日（金）を期限に意見聴取を実施。

4 意見

全委員とも特段意見なし

（付帯意見）

○大学の開設2年目に学科名称を変更することについては、当初計画の策定に甘さがあったと言わざるを得ない。学科名称は受験生をはじめとするステークホルダーに対して、人材養成の目的や教育内容を提示するうえでの重要な意味を持つものであるため、今後の将来計画策定や組織改編検討にあたっては、より一層慎重な姿勢で臨んでもらいたい。

○在学生や保護者等には説明を行い、理解を得るとのことであるが、意見や質問に対しては誠意を持って対応いただきたい。